

## 令和4年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」 ～概要～

### I. ポイント

#### 《公益法人の概況》

- 公益法人数は9,672法人（前年比+32、令和4年12月1日現在）となった（2頁「法人数」）。
- 公益法人の認定は82法人、解散は9法人（注1）、公益認定の取消しは17法人、合併は12件（注2）である（対象期間は、令和3年12月1日から4年11月30日）（2頁「法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数」）。

（注1） 対象期間中に解散の届出及び清算終了の届出を行った法人。これらの他に過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は10法人。

（注2） 法人数ではなく件数を記載。内訳は、法人増なし、12法人減。

- 公益目的事業費用額は5,881,177百万円となり、前年より773,807百万円増加している（7頁「公益目的事業費用額」）。

#### 《公益認定等委員会の活動報告》

- 現行の公益法人制度は、公益法人による自己規律の発揮と適正な事業実施を期待し、これを前提としつつ、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、合議制の機関（内閣府においては公益認定等委員会）が、法律に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている（7頁「公益認定等委員会の活動報告」）。
- 公益法人制度に対する信頼確保のため、公益法人に対しては、今後とも、自己規律の発揮と適正な事業実施を求めるとともに、問題のある法人に対しては迅速かつ適正に対処していく必要がある。

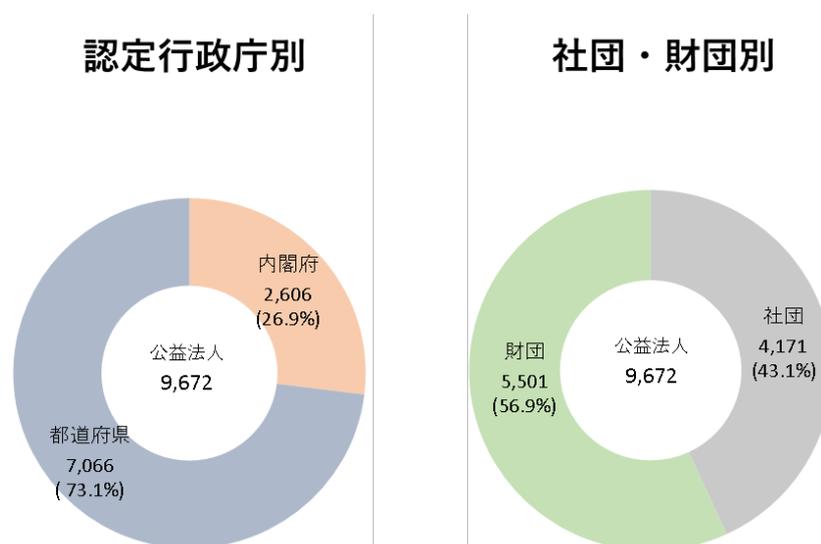
## Ⅱ. 主な内容

### 第1部 公益法人の概況

#### 1. 法人数

令和4年12月1日の公益法人は9,672法人（前年比+32）である。

公益法人数の変動は、公益認定又は移行認定により増加し、法人の解散、公益認定の取消し又は合併に伴う減少がある。



(注) 公益認定：一般法人で公益認定を受けたもの。

移行認定：特例民法法人（旧民法に基づく公益法人）で公益認定を受けたもの。

(時系列表は末尾資料参照)

#### 法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数

	認定		解散		取消し		合併	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和3年度	36	46	2	7	3	14	2	10

(注) 1 表中の「年度」は、12月1日から翌年11月30日までを指す。

2 表中の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出及び清算終了の届出を行った法人。

このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は10法人。

3 表中の「合併」件数の内訳は、法人増なし、12法人減。

## 2. 社員・役職員等

### (1) 社員（公益社団法人）

社員は、社員総会に参加して議決権を行使する。社員総会は、定款変更、役員を選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である。

#### 社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	823	727,455	884	129	348	287	72	91	25
都道府県	3,348	2,476,969	740	247	981	1,298	492	517	60
合計	4,171 (100.0%)	3,204,424	768	222	1,329 (31.9%)	1,585 (38.0%)	564 (13.5%)	608 (14.6%)	85 (2.0%)
前年合計	4,174 (100.0%)	3,223,503	772	223	1,309 (31.4%)	1,602 (38.4%)	559 (13.4%)	619 (14.8%)	85 (2.0%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### (2) 評議員（公益財団法人）

評議員については3名以上でなければならない。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員を選解任の権限を有する公益財団法人の議決機関である。

#### 評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,783	17,985	10.1	8	1,077	584	78	11	9	24
都道府県	3,718	36,070	9.7	8	2,476	1,032	108	38	23	41
合計	5,501 (100.0%)	54,055	9.8	8	3,553 (64.6%)	1,616 (29.4%)	186 (3.4%)	49 (0.9%)	32 (0.6%)	65 (1.2%)
前年合計	5,466 (100.0%)	54,090	9.9	8	3,495 (63.9%)	1,638 (30.0%)	186 (3.4%)	49 (0.9%)	31 (0.6%)	67 (1.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

### (3) 理事

理事は、一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置であり、法人の業務執行を決定し、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有し、各理事の職務執行を監督する責任をもつ。

#### 理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	823	15,198	18.5	17	139	362	248	45	11	18
	財団	1,783	16,488	9.2	8	1,137	556	68	19	1	2
	計	2,606	31,686	12.2	10	1,276	918	316	64	12	20
都道府県	社団	3,348	64,285	19.2	14	502	1,913	453	156	120	204
	財団	3,718	34,236	9.2	8	2,451	1,102	119	38	5	3
	計	7,066	98,521	13.9	11	2,953	3,015	572	194	125	207
合計	社団	4,171 (100.0%)	79,483	19.1	15	641 (15.4%)	2,275 (54.5%)	701 (16.8%)	201 (4.8%)	131 (3.1%)	222 (5.3%)
	財団	5,501 (100.0%)	50,724	9.2	8	3,588 (65.2%)	1,658 (30.1%)	187 (3.4%)	57 (1.0%)	6 (0.1%)	5 (0.1%)
	計	9,672 (100.0%)	130,207	13.5	10	4,229 (43.7%)	3,933 (40.7%)	888 (9.2%)	258 (2.7%)	137 (1.4%)	227 (2.3%)
前年合計		9,640 (100.0%)	130,357	13.5	10	4,181 (43.4%)	3,941 (40.9%)	899 (9.3%)	253 (2.6%)	139 (1.4%)	225 (2.3%)

- (注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。  
 2 前年は、データ取得日令和3年12月1日時点で清算法人のため理事が0人となっているが、清算結了の届出手続が完了していないためシステム上で現存状態の法人あり。法人数計には含めているが、理事数規模別には該当項目がないため含めていない。

### (4) 監事

公益法人には監事を置くこととされ、計算書類等の監査及び理事の職務執行の監査を行う。一定の場合には、法人の利益を守るための行動をとることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である。

#### 常勤・非常勤別の監事数

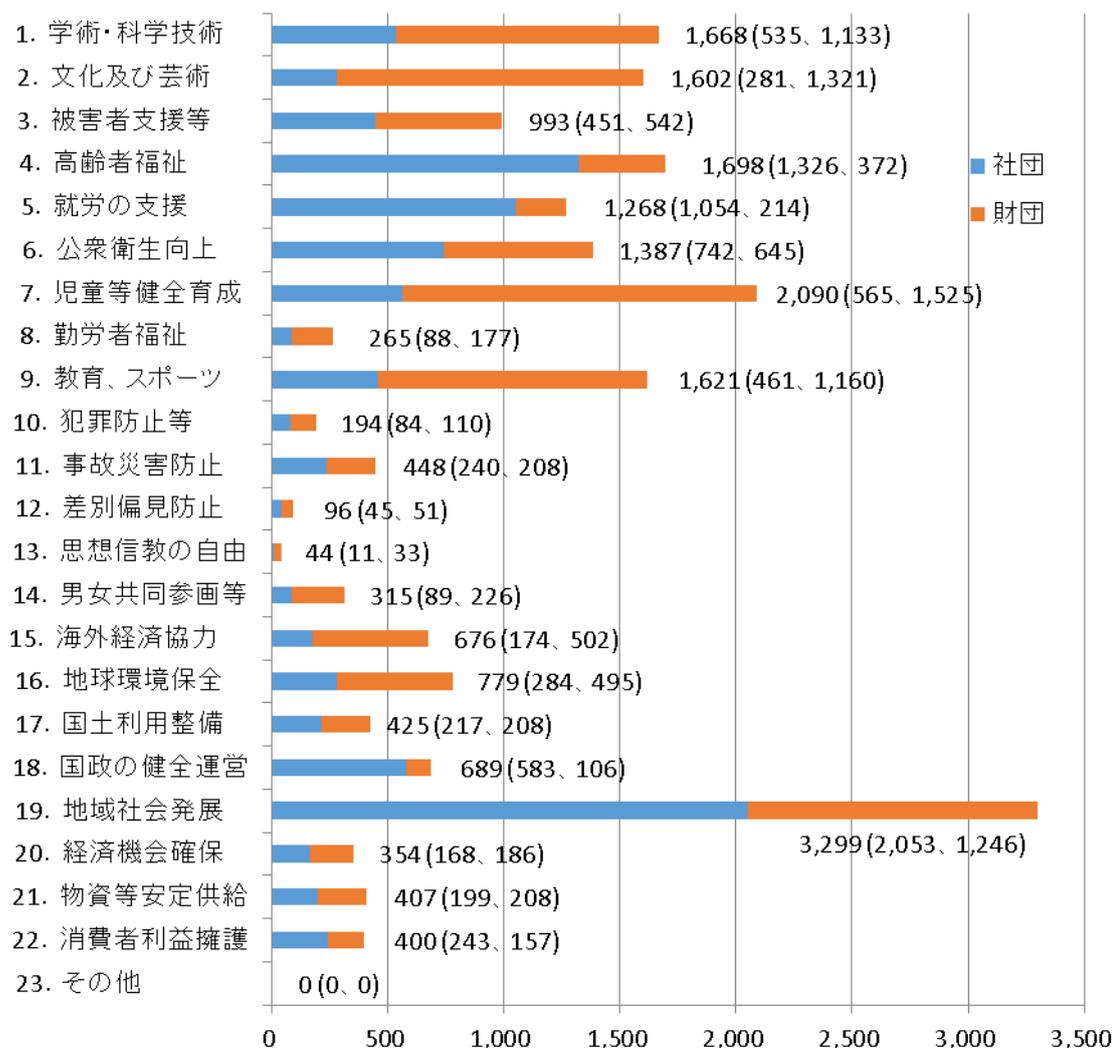
	法人数	常勤監事が いる法人数	監事数計	常勤	非常勤
			(人)	(人)	(人)
内閣府	2,606	26 (1.0%)	5,132	28	5,104
都道府県	7,066	41 (0.6%)	14,730	42	14,688
合計	9,672	67 (0.7%)	19,862 (100.0%)	70 (0.4%)	19,792 (99.6%)
前年合計	9,640	72 (0.7%)	19,870 (100.0%)	85 (0.4%)	19,785 (99.6%)

- (注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。  
 2 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

### 3. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「19. 地域社会発展」34.1%、「7. 児童等健全育成」21.6%、「4. 高齢者福祉」17.6%となっている。

#### 公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



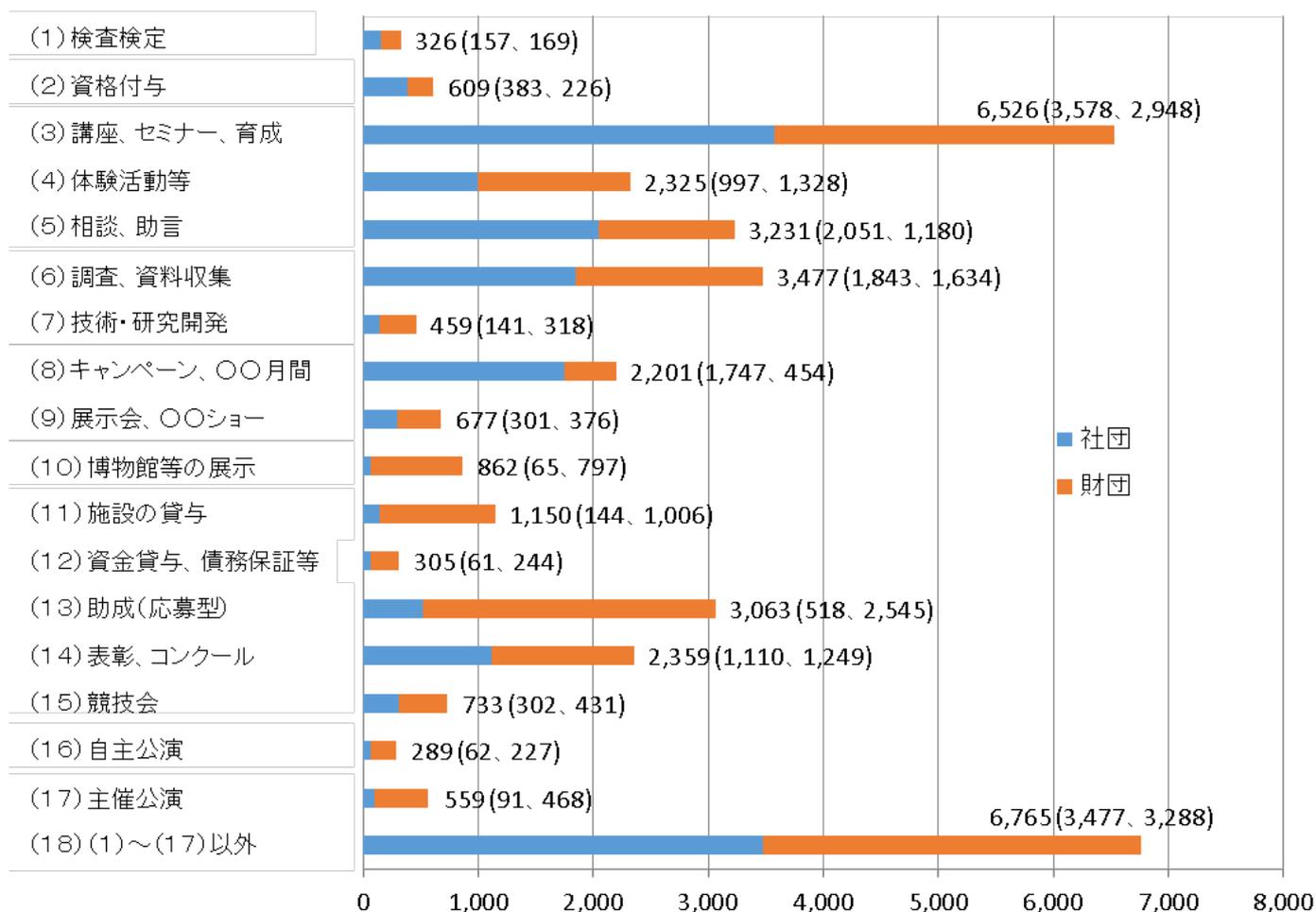
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

#### 4. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「(3) 講座、セミナー、育成」67.5%、「(6) 調査、資料収集」35.9%、「(5) 相談、助言」33.4%となっている。

公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



- (注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。  
 2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

## 5. 公益目的事業費用額

公益目的事業を費用規模別に見ると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

### 公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	817	757,846	928	73	86	257	134	232	54	54
	財団	1,766	2,103,097	1,191	69	247	518	251	481	106	163
	計	2,583	2,860,944	1,108	71	333	775	385	713	160	217
都道府県	社団	3,331	945,007	284	71	554	929	385	1,116	204	143
	財団	3,691	2,075,227	562	55	762	1,025	388	793	304	419
	計	7,022	3,020,233	430	63	1,316	1,954	773	1,909	508	562
合計	社団	4,148 (100.0%)	1,702,853	411	71	640 (15.4%)	1,186 (28.6%)	519 (12.5%)	1,348 (32.5%)	258 (6.2%)	197 (4.7%)
	財団	5,457 (100.0%)	4,178,324	766	60	1,009 (18.5%)	1,543 (28.3%)	639 (11.7%)	1,274 (23.3%)	410 (7.5%)	582 (10.7%)
	計	9,605 (100.0%)	5,881,177	612	65	1,649 (17.2%)	2,729 (28.4%)	1,158 (12.1%)	2,622 (27.3%)	668 (7.0%)	779 (8.1%)
前年合計		9,548 (100.0%)	5,107,370	535	63	1,725 (18.1%)	2,691 (28.2%)	1,173 (12.3%)	2,551 (26.7%)	635 (6.7%)	773 (8.1%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和4年12月1日時点の入力確認済みデータ）による（時系列表は末尾資料参照）。

## 第2部 公益認定等委員会の活動報告

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

また、合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益認定の取消し等の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。

### 申請件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和4年度	52	39	0	0	52	39

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。（時系列表は末尾資料参照）

以下8ページについて同じ。

### 答申件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和4年度	41	34	0	0	41	34

### 立入検査の実施件数

	内閣府	都道府県	計
令和4年度	591	2,066	2,657

### 報告徴収の件数

	内閣府	都道府県	計
令和4年度	4	63	67

### 行政庁に対する勧告件数（令和4年度）

勧告の内容	内閣府	都道府県	計
勧告	0	0	0
命令	0	0	0
公益認定の取消し	0	0	0

(注) 合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 §46 I、 §54）。

### 命令に係る諮問・答申の件数

	内閣府	都道府県	計
令和4年度	0	0	0

**資料**

**各年12月1日現在の公益法人数**

		平成29年	30年	令和元年	2年	3年	4年
内閣府	社団	799	808	806	812	821	823
	財団	1,641	1,677	1,703	1,729	1,763	1,783
	計	2,440	2,485	2,509	2,541	2,584	2,606
都道府県	社団	3,353	3,361	3,367	3,363	3,353	3,348
	財団	3,700	3,715	3,705	3,710	3,703	3,718
	計	7,053	7,076	7,072	7,073	7,056	7,066
合計	社団	4,152	4,169	4,173	4,175	4,174	4,171
	財団	5,341	5,392	5,408	5,439	5,466	5,501
	計	9,493	9,561	9,581	9,614	9,640	9,672

**法人の解散数、公益認定の取消し数、合併による減少公益法人（減少事由別）**

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
解散	内閣府	9	9	5	2	5	2
	都道府県	10	14	11	15	18	7
取消し	内閣府	3	3	5	2	1	3
	都道府県	2	4	5	10	14	14
合併	内閣府	2	5	3	1	1	2
	都道府県	4	5	15	8	7	10
合計	内閣府	14	17	13	5	7	7
	都道府県	16	23	31	33	39	31

(注) 表中の「年度」は、各年12月1日から翌年11月30日までを指す。

**公益目的事業費用額**

(単位:百万円)

		令和元年	2年	3年	4年
内閣府	社団	605,867	615,755	690,821	757,846
	財団	1,399,190	1,589,177	1,505,255	2,103,097
	計	2,005,057	2,204,932	2,196,076	2,860,944
都道府県	社団	844,699	858,417	875,230	945,007
	財団	1,961,832	1,985,522	2,036,064	2,075,227
	計	2,806,531	2,843,939	2,911,294	3,020,233
合計	社団	1,450,566	1,474,172	1,566,051	1,702,853
	財団	3,361,022	3,574,699	3,541,319	4,178,324
	計	4,811,588	5,048,871	5,107,370	5,881,177

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和4年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。

## 申請件数

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
公益認定	内閣府	72	50	46	62	51	52
	都道府県	50	55	48	35	49	39
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	72	50	46	62	51	52
	都道府県	50	55	48	35	49	39

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

以下、10～11頁について同じ。

## 答申件数

		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
公益認定	内閣府	59	42	35	39	47	41
	都道府県	34	54	41	40	37	34
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	59	42	35	39	47	41
	都道府県	34	54	41	40	37	34

## 立入検査の実施件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	697	670	617	322	356	591
都道府県	2,318	2,179	2,121	1,795	1,676	2,066
合計	3,015	2,849	2,738	2,117	2,032	2,657

## 報告徴収の件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	24	24	8	15	14	4
都道府県	70	67	66	71	56	63
合計	94	91	74	86	70	67

### 行政庁に対する勧告件数

	勧告の内容	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	勧告	0	0	2	0	2	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	0
都道府県	勧告	0	0	0	0	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	0
合計	勧告	0	0	2	0	2	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	0	0	0	0	0	0

### 命令に係る諮問・答申の件数

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内閣府	0	0	1	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	0	0	0